

「まるっと解説！」の変更点について

神奈川労働局の組織改編（H28.4.1）及び改正育児・介護休業法の施行（H29.1.1・H29.10.1・R3.1.1）等による変更点

箇所	変更前	変更後
全体	神奈川労働局雇用均等室	神奈川労働局雇用環境・均等部指導課 (※電話番号は変わりません)
P1	(ホームページのアクセス方法) ・ 2 トップページの「雇用均等室」 ・ 3 「雇用均等室のページ」 ・ 「(産休&育休)開始日・終了日の早見表」	(ホームページのアクセス方法) 神奈川労働局HP→各種法令・制度・手続き→雇用均等関係→テーマごとの特集・おすすめコーナー«妊娠・産休・育休»特集コーナー
P3 (⑧育児休業)	(2歳までの延長) 新設	子が1歳6か月以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が2歳に達するまでの間、再度育休を延長することができます。 (P5の図表も変更になります)
P3 (⑧育児休業)	<要件> ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。 ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。 ③子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと。	①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。(令和4年4月1日から廃止、ただし、無期雇用労働者と同様に雇用期間が1年未満の労働者は、労使協定の締結により除外可) ②子が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと。
P3 (違いを表にしました)	(育休期間) ※保育園に入れない場合などは1歳6か月まで延長可	※保育園に入れない場合などは1歳6か月または2歳まで延長可
P4 (⑩育児休業給付)	雇用保険の被保険者が1歳(保育園に入れない場合などは1歳6か月)に満たない子を養育するために育休を取得した場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けられます。	雇用保険の被保険者が1歳(保育園に入れない場合などは1歳6か月または2歳)に満たない子を養育するために育休を取得した場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けられます。
P4 (事業主の収入)	(両立支援等助成金) 育休中等に代替要員を雇ったり、復職後に短時間勤務を利用させたりした場合などに…	育休中等に代替要員を雇った場合などに…
P5 (⑫子の看護休暇)	…休暇を取得することができます。	…1日単位又は時間単位で休暇を取得することができます。